

●香川県告示第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成20年2月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 西土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成20年2月4日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字横田丙1965-1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 16.62メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。